

条 例 等 議 案 関 係

議案番号	議案名	内 容
報 告 第 1 2 号	家庭教育支援 の推進に関する 施策の報告 について	くまもと家庭教育支援条例（平成 2 4 年熊本県条例第 8 8 号）第 1 1 条の規定に基づく令和 3 年度（2 0 2 1 年度）の熊本県におけ る家庭教育支援の推進に関する施策の報告

条例施行日：平成 2 5 年 4 月 1 日

推進体制：平成 2 5 年度に「くまもと家庭教育支援条例関係課連絡会議」を設置し、年 2 回開催。（現在、総務部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、警察本部の 5 部局 1 8 課で構成）

1 令和 2 年度（2 0 2 0 年度）の主な取組みと成果

本県の家庭教育支援の推進に向け、5 部局 1 8 課で 6 8 施策に取り組んだ。主なものは以下のとおり。

（1）親としての学びを支援する学習機会の提供（第 1 2 条関係） 4 部局 5 課 6 施策

保護者が家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

○肥後っ子をまもる保護者教室（少年課）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、動画配信による保護者教室を開催。コロナ禍における SNS に起因する子供の非行や被害防止を目的とした動画（「自画撮り被害編」「フィルタリング編」「ルール作り・ペアレンタルコントロール編」「闇バイト編」「誹謗中傷編」）を制作し、県警公式動画チャンネルで配信（総再生・閲覧回数 14, 196 回）。

（2）親になるための学びの推進（第 1 3 条関係） 4 部局 5 課 6 施策

子どもたちが家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

○思春期からの性と生を育む事業（子ども未来課）

県内の高校で、保健医療の現場に携わる講師（産婦人科医師、助産師等）による講演会を実施し、生徒、保護者及び関係者に正しい性の知識の普及を図った。各教室へリモート配信による講演形式とする等、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意して実施（回数 13 回、参加者 2, 692 人）。また、思春期相談窓口周知カードを県内全高校生（約 50, 000 人）に配布。

（3）人材養成（第 1 4 条関係） 3 部局 7 課 1 4 施策

指導者、教員、保育士等を対象とした研修会や講習を行う等、家庭教育を支援する人材の養成及び資質の向上を図る。

○情報安全出前講座（教育政策課）

携帯電話やスマートフォン、コミュニティサイト等の安全利用等について、学校と家庭が連携して日常的に継続した指導ができるよう、学校や P T A 等が主催する研修会等において情報安全に関する講話を行うことができる情報安全ファシリテータを育成し、講師として派遣した（ファシリテータ 20 人、派遣箇所 48 団体、参加者 4, 412 人）。

（４）家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進（第１５条関係）３部局７課１３施策

子育ての支援を行う機関に対する補助、地域の人材を活用した家庭教育支援を行うなど、家庭教育の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育活動を支援する。

○ひとり親家庭等学習支援・交流事業（子ども家庭福祉課）

家庭の事情、不安や悩み等を抱え学習に支障を来しているひとり親家庭等の子供たちを対象に、最寄りの地域で学びの場・安らぎの居場所を確保・提供する「地域の学習教室」を32市町村176箇所で開催（参加者961人）。

（５）相談体制の整備及び充実（第１６条関係）５部局７課１１施策

家庭教育に悩む人たちを対象として、電話相談、面接相談等の相談体制の整備及び充実を図る。

○スクールカウンセラー活用事業（学校安全・安心推進課）

小中学校、教育事務所等及び県立中・県立高校に、臨床心理士等のスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者及び教員への相談等を行い、不登校やいじめ等をはじめとする課題解決を図った。また、教育相談専門員派遣制度により緊急性の高い相談への対応を行った（相談者数24,409人）。

（６）広報及び啓発（第１７条関係）４部局１０課１８施策

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うとともに、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深める広報及び啓発を行う。

○熊本県・熊本市連携「発達障がいに関する講演会」（障がい者支援課）

熊本市と連携し、発達障がいに関する講演会を新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインにより実施。発達障がいのある芸能人を育てた親を講師に迎え、発達障がいと向き合いながら子育てに奮闘する実体験を講演。参加者491人、動画再生回数2,550回を数え、県民に広く発達障がいを普及啓発する機会になった。

<令和２年度の成果>

コロナ禍により、保護者や子供たちが家庭で過ごす時間が増えたことで顕在化した家庭が抱える課題解決に向け、ニューノーマル（新しい生活様式）を踏まえた新たな学びと環境整備に取り組んだ。

１ コロナ禍における家庭の不安や悩みに寄り添う家庭教育支援の充実

- （１）保護者の不安や悩みをテーマとした「親の学び」講座の実施や「コロナ禍に関するＱ＆Ａ」による情報提供。子育て電話相談による直接的な保護者支援。
- （２）コロナ禍による子供のストレスや不安解消のための「２４時間子供ＳＯＳダイヤル」やスクールカウンセラー等の専門家による相談体制の整備。
- （３）顕在化する不安や悩みを抱え、学習に支障を来しているひとり親家庭等の子供たちに、学びの場を提供する「地域の学習教室」等、地域全体で家庭教育を支える体制の整備。

2 コロナ禍における子供のいのち（安全・安心）を守る学習機会・情報の提供

- (1) SNSに起因する子供の非行及び被害の防止を目的とした「肥後っ子をまもる保護者教室」の開催と県警公式動画チャンネルでの配信。
- (2) 高校生を対象に、保健医療の現場に携わる産婦人科医や助産師等を講師とした、リモート配信による「正しく性の知識を学ぶ」講演の実施。
- (3) 発達障がいの子供と向き合い、子育てに奮闘する保護者のオンライン講演による障がいへの理解促進等に向けた学習機会の提供。

2 令和3年度（2021年度）の主な施策

本県の家庭教育支援の推進に向け、5部局18課で68施策に取り組む。主なものは次のとおり。

(1) 親としての学びを支援する学習機会の提供（第12条関係）4部局5課6施策

保護者が自分の都合のよい時間や場所で学ぶことのできる動画配信による「親の学び」講座を、園や学校、PTA等で機会をとらえて周知し、受講を促す。また、学校の教職員や保護者が、スマートフォン等の安全利用について学ぶ「情報安全出前講座」や「消費生活に関する学習会」の開催、少年の非行防止及び健全育成に対する家庭の役割の認識を高める「肥後っ子をまもる保護者教室」等の開催を促す。

(2) 親になるための学びの推進（第13条関係）4部局5課6施策

中高生が、生徒間のコミュニケーションを通して自立や将来親になることについて学ぶ「親の学び」次世代編講座の更なる普及に取り組む。また、高校における「思春期保健講演会」の開催や若年層への食の安全に係る学習機会の提供、私立幼稚園における高校生の保育体験の受け入れや私立中学・高校における保育体験の推進に取り組む。

(3) 人材養成（第14条関係）3部局7課14施策

地域での家庭教育支援を推進する家庭教育支援員や「親の学び」トレーナーの人材育成に、市町村と連携して取り組む。また、保育団体と連携し、保育士が児童虐待防止や発達障がい等について学びを深める「現任保育士等研修」の開催や「幼児教育アドバイザー」を県内の認定こども園、幼稚園、保育園に派遣し、園内研修等をととして幼児教育の質の向上を図る。

(4) 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進（第15条関係）3部局7課14施策

生活保護、生活困窮世帯の子供に対し、家庭訪問による生活習慣や育成環境の改善、高校生の中退防止や高校生世代への学び直し等ための学習支援に取り組む。また、家庭の事情や不安等を抱え学習に支障を来しているひとり親家庭等の子どもたちを対象に、「地域の学習教室」を実施する。さらに、「学校等警察連絡協議会」による関係機関の連携に取り組む。

（５）相談体制の整備及び充実（第１６条関係）５部局７課１１施策

子育て中の保護者を対象とした「家庭教育電話相談」や児童生徒を対象とした「少年相談『肥後っ子テレホン』」、女性を対象とした「男女共同参画相談室らいふ」、ニート、ひきこもり、不登校等、様々な悩みや課題を抱える子供や若者をサポートするワンストップ窓口を設置する「熊本県子供・若者相談センター」等、相談体制の整備を図る。また、「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」、「特別支援相談員」の派遣等、相談体制の充実を図る。

（６）広報及び啓発（第１７条関係）４部局１０課１７施策

家庭教育を支援する社会的気運を醸成するため、「くまもと家庭教育支援チーム」への登録を促す。また、家庭教育支援功労者及び優良団体を表彰する「家庭教育支援関係者フォーラム」の開催、「家庭の日」の普及と「あったか家族コンクール」に取り組む。さらに、「熊本県子供輝き条例」や「肥後っ子の日」をはじめ、様々な子育てに関する情報を広く提供する。

＜令和３年度の取組み＞

誰一人取り残すことのない熊本型の「届ける家庭教育支援」を目指した家庭の実情や多様性に応じた家庭教育の重要性の更なる啓発とコロナ禍における家庭教育を支援する社会的気運の醸成に取り組む。

１ 保護者の学ぶ機会の減少による情報不足と「つながり」の希薄化への対応

- （１）各種イベントや研修等の中止による保護者の学ぶ機会の減少や子育てに係る情報不足を解消する「親の学び」オンデマンド講座（動画配信）の普及。
- （２）保護者同士や家庭と地域の「つながり」の希薄化や子育ての孤立化を防ぐ「親の学び」オンライン講座や「子育て応援プロジェクト」の実施。
- （３）コロナ禍における保護者の子育ての不安や悩みに寄り添うＳＮＳやホームページによるニーズを踏まえたタイムリーな情報発信。

２ 家庭の実情や多様性に応じたニューノーマルを踏まえた学びへの対応

- （１）家庭におけるスマートフォンやタブレット等の急速な利用拡大に伴う子供の生活習慣の乱れや心身への影響、利用トラブルを防ぐ「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用５か条」を活用した家庭でのルールづくりの推進。
- （２）高度化する情報端末利用における子供たちを取り巻く現状やトラブルへの対処方法等を学ぶ「情報安全出前講座」の更なる普及。
- （３）多様化するＳＮＳに起因する子供の非行・犯罪被害防止に関する保護者向け講座「肥後っ子をまもる保護者教室」等の更なる普及。